

山形市告示第35号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和7年3月19日

山形市長 佐藤孝弘

1 市長が指定する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施日時	実施場所	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内西部全域（JR奥羽本線の西側の地域）	計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	4月21日（月） 9:30～11:00	山形市千歳コミュニティセンター	一般社団法人山形県計量協会
		4月21日（月） 13:00～14:30	山形市金井コミュニティセンター	
		4月22日（火） 9:30～11:00	山形市村木沢コミュニティセンター	
		4月22日（火） 13:00～14:30	山形市本沢コミュニティセンター	
		4月23日（水） 9:30～11:00	山形市南沼原コミュニティセンター	
		4月23日（水） 13:00～14:30	山形市南山形コミュニティセンター	
		4月24日（木） 9:30～11:00	山形市飯塚コミュニティセンター	
		4月24日（木） 13:00～14:30	山形市江南公民館	
		4月25日（金） 9:30～11:00	山形市西部公民館	
		4月25日（金） 13:00～14:30	山形市霞城公民館	
		4月28日（月） 9:30～11:00	山形市大郷コミュニティセンター	
		4月28日（月） 13:00～14:30	山形市出羽コミュニティセンター	
		4月30日（水） 9:00～12:00	一般社団法人山形県計量協会	
		4月30日（水） 13:00～16:00	一般社団法人山形県計量協会	
		5月8日（木） 10:00～12:00	山形市公設地方卸売市場	
		5月8日（木） 13:00～14:30	山形市公設地方卸売市場	

備考

表に定める実施日時及び実施場所において受検しなかった者の特定計量器の検査は、市長が別に指定する日時に一般社団法人山形県計量協会において行う。

2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定による特定計量器が所在する場所

検査区域	対象となる特定計量器	実施期日	検査を実施する指定定期検査機関の名称
市内西部全域（JR奥羽本線の西側の地域）	計量法施行令第10条第1項に規定する非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計	4月21日（月）から 12月19日（金）まで （指定定期検査機関が指定する日）	一般社団法人山形県計量協会